

県水受水について

県水受水について

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市は、ダム建設などを効率的に進めようと「神奈川県内広域水道企業団」を設立し、水道用水供給事業を行っています。県内の多くの市には、県企業庁が直接給水していますが、市独自に水道事業を行っている秦野市と座間市は、不足する水量分を県企業庁からの分水で賄っています。

昭和45年 ⇒ 秦野市から神奈川県へ分水を依頼

神奈川県温泉地学研究所の調査で「秦野盆地の地下水は、約3億トンと推測され、使用可能水量は、日量で56,000～67,000m³が適量である。」との結果がありました。当時の水需要計画では、昭和50年に15,600m³の不足が見込まれました。

県水とは・・・ 県営水道から分水を受けている水道水のこと

昭和50年 5月 1日締結(7月9日変更) 日最大分水量: 31,000m³

「神奈川県県営水道が秦野市水道に分水することについての基本協定書」

昭和51年 7月 9日締結 「分水契約書」(開始当初の日最大分水量: 9,000m³)

昭和53年10月12日締結 日最大分水量: 42,900m³

「宮ヶ瀬ダム計画に係る秦野市の配分水量の取扱いに関する基本協定」

県企業庁と県内広域水道企業団



種 別	内 容	事 業 体
水道事業 法 § 3(2)	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業(給水人口100人以下は除く)	
上水道事業 法 § 3(3)	給水人口が5,000人超の事業	<p>【国認可】 秦野市、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、三浦市、座間市、</p> <p>【県認可】 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町(湯河原・吉浜)、愛川町</p>
簡易水道事業 法 § 3(3)	給水人口5,000人以下の水道事業	<p>【県認可】 神奈川県箱根地区、相模原市(青根・牧野中央・葛原)、松田町寄、山北町(谷峨・透間・箒沢・河西・瀬戸・三保・共和・清水東部)、清川村、牧郷簡易水道組合(相模原市)、宮下簡易水道組合(湯河原町)、城堀簡易水道組合(湯河原町)、上野山簡易水道組合(湯河原町)</p>
水道用水供給事業 法 § 3(4)	水道事業者に対し水道用水を供給する事業(ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合は除く)	<p>【国認可】 神奈川県内広域水道企業団 (神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市)</p>
専用水道 法 § 3(6)	寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m ³ を超えるもの	

県水受水の流れ

水道用水供給事業
神奈川県内広域水道企業団

水道事業
神奈川県
(企業庁)

水道事業
秦野市

水道事業
座間市

水道事業
横浜市

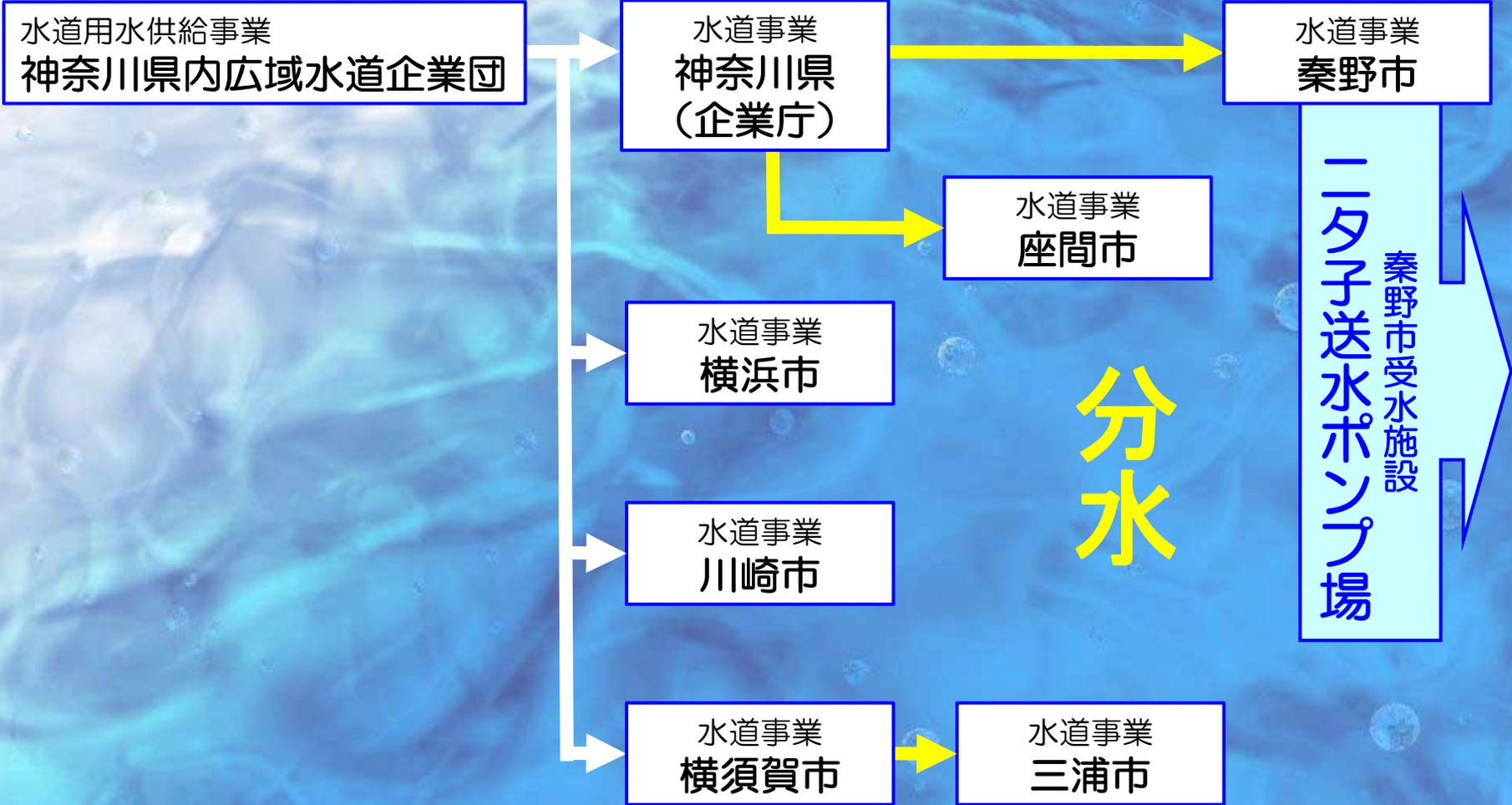
水道事業
川崎市

水道事業
横須賀市

水道事業
三浦市

秦野市受水施設
ニタ子送水ポンプ場

分水





県水受水費の負担

県水受水費 ⇒ 基本料金 + 従量料金（二部料金制）

県企業庁が秦野市分を上乗せして広域水道企業団へ支払っています。

1 日最大分水量による基本料金

・ 日最大分水量

責任水量（秦野市：42,900m³/日）

責任水量制とは . . . 受水事業体の要望（契約水量）で設備規模が決定されているため、実際の受水量が契約水量より少ない場合でも、契約水量分の料金を支払う必要があります。

H26年度実績 平均受水量12,803m³/日

・ 職員費と需用費 県企業庁事務費 (H26見直し)
(秦野市への分水にかかった事務費)

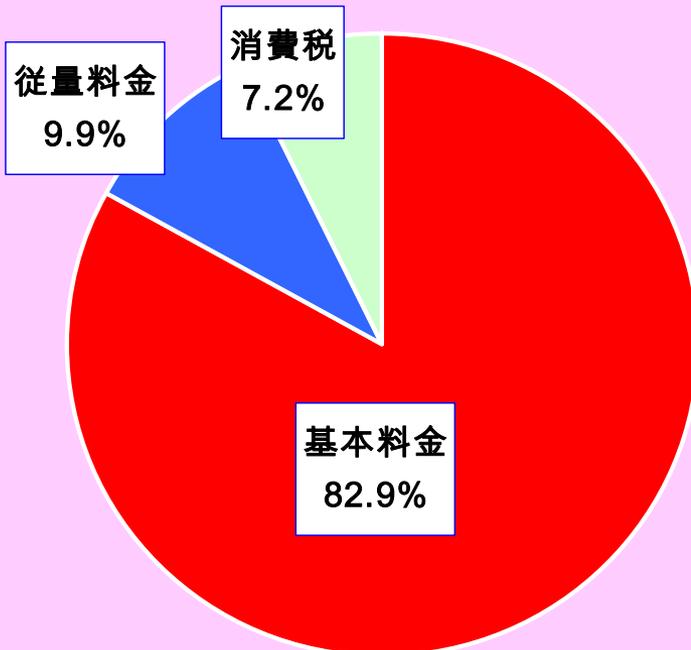
2 受水量に応じた従量料金

実際に受水した水量に応じて支払う料金

県水受水費の負担

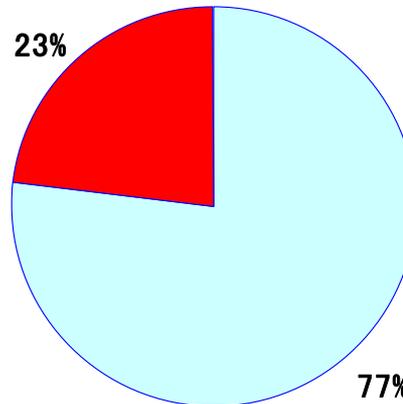
受水費内訳 (H26年度決算見込み)

基本料金	491,891,414円 (税抜)
従量料金	58,415,125円 (税抜)
消費税	42,651,836円
計	592,958,375円



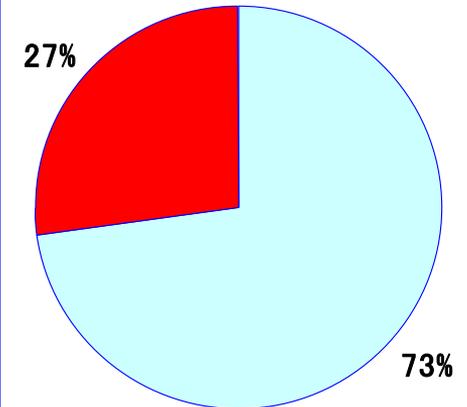
自己水・県水受水比率

□ 自己水
■ 県水



費用における県水受水費の割合

□ 自己水 ■ 県水



受水率と費用負担率

H21年度 受水率 19%

費用負担率 28%



H26年度 受水率 23%

費用負担率 27%

県水日最大分水量と単価の推移

年度	基本協定による日最大分水量		分水契約による分水料金単価				概要		
	当初 m ³ /日	変更 m ³ /日	基本料金		従量料金				
			本体事業 20,500m ³ 円/m ³	寒川事業 22,400m ³ 円/m ³	本体事業 20,500m ³ 円/m ³	寒川事業 22,400m ³ 円/m ³			
昭和51	9,000	—	53		5.5		分水開始		
52	11,000						53	5.5	宮ヶ瀬ダム計画に係る配分水量の取扱に関する基本協定締結(日量42,900m ³)
53	16,000								
54	21,000	21,000	59		7.5		企業団料金改定		
55	31,000								
56									
平成元									
4									
5									
7	29,000	67		8.5		企業団料金改定			
11	28,000								
13	27,500								
15	42,900	38,900	51	24.8	10	17.3	協定・分水契約変更		
17							相模川水系建設工事第1期工事完成		
18		42,900	42,900	42.5	25.0	10.8	17.3	協定・分水契約変更(軽減措置)	
20								企業団料金改定・分水契約変更(軽減措置)	
23	40.5							22.3	12.5

県水受水の役割

- 水源が少なく、安定した給水ができない地区があること
 - 取水場から配水池へ送る導水管改良工事期間（自己水取水不可能期間）の一時的な応援のため
 - 万一、水質面での事故や大規模な設備故障、災害などで自己水が不足した場合の補完的な役割
- ※ できる限り自己水で賄えるよう努力しつつも、一定量の県水受水は、必要であると考えています。

平成25年度の責任水量と受水量の比較

事業主体	基本水量 (責任水量)	受水量 (平成25年度実績)	基本水量における 受水量の割合	給水量 (平成25年度実績)	給水量における 受水量の割合
	(m ³ /日)	(m ³ /日)		(m ³ /日)	
神奈川県	1,090,840	530,312	48.6%	932,103	56.9%
座間市・秦野市を除く	1,010,640	507,986	50.3%	837,904	60.6%
横浜市	1,026,800	745,438	72.6%	1,152,071	64.7%
川崎市	505,600	294,282	58.2%	503,260	58.5%
横須賀市	132,100	44,797	33.9%	153,606	29.2%
三浦市を除く	100,800	26,953	26.7%	135,756	19.9%
座間市	37,300	8,860	23.8%	36,932	24.0%
秦野市	42,900	13,466	31.4%	57,268	23.5%
三浦市	31,300	17,844	57.0%	17,849	100.0%

※ 「平成25年度神奈川県の水道」による

県水受水費の負担への対応

災害などで自己水が不足しても、必要な水量が確保できるよう、引き続き県水の受水は、必要です。

責任水量制による基本料金の負担は、継続せざるを得ません。

引き続き、本市と同じ状況にある座間市と連携し、県企業庁を通じて、県内広域水道企業団（県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市）の経営努力を促し、負担軽減などを働きかけていきます。

平成23年4月料金改定以降の負担軽減について

H23年度からの基本料金単価（本体事業 42.5円⇒40.5円 ・ 寒川事業 25.0円⇒22.3円）

H26年度からの県企業庁事務費算出方法の見直し（より実績に近い水量での算出）

要望の内容

- ・県内広域水道企業団の経営努力を促すことについて
- ・責任水量の見直しについて